

第8条 業務の直接の指示は、当該業務を担当する担当課長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

第9条 1. 乙は、第4条に基づく出勤要請があった場合は、直ちに出勤し調査及び測量設計等の業務を実施するものとする。
2. 乙の責任者は、出勤後遅滞なく業務の成果品等を担当課長に書面により報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この協定の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 住所 大分県中津市大字高瀬1851-2

氏名 国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長 ○○ ○○

乙 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○